

東日本大震災 無料困りごと相談・ 法律相談会

震災以降に借金の返済が滞り多重債務に陥ったなど、震災に関連した消費生活相談について無料法律相談を行います。

※1回の相談時間は30分です。確認事項がありますので、希望する方は事前に生活環境課まで連絡ください。

※相談内容によっては、相談が受けられない場合があります。

●日時 平日 13時～17時
※曜日によって相談員・相談時間が変わります。次の相談員の項目で確認ください。

●相談員

▽福島県弁護士会

主な相談内容＝原発事故による損害賠償、多重債務など
月・木曜日 15時～17時

▽司法書士会

主な相談内容＝震災による多重債務など
火・金曜日 13時～15時

※債務の金額によっては、相談が受けられない場合があります。

▽杜都法律事務所

主な相談内容＝原発事故による損害賠償、多重債務など

●日時

① 7月6日(火)

② 7月19日(月)

13時～16時30分

行政相談

●日時 7月13日(火) 10時～12時

多重債務相談

●日時 毎日(土・日曜日、祝日を除く) 8時30分～17時
必要に応じて弁護士相談を受けることができます。

市民相談

●日時 毎日(土・日曜日、祝日を除く) 8時30分～17時

交通事故相談

●日時
① 7月8日(木)
② 7月15日(木)
9時～17時

消費生活相談

訪問販売・商品トラブルな

どについて。

●日時 毎日(土・日曜日、祝日を除く) 8時30分～17時

◎新型コロナウイルス感染症の感染が不安な方、移動が困難な方などのため、自宅から相談員の顔を見て相談できるオンライン相談を行っています。

希望する方は、生活環境課に予約ください。

●ここまでの相談場所・問い合わせ先 生活環境課(☎372144)

生活困りごと相談

経済的な困りごとなど、気軽に相談ください。

月・金曜日(土・日曜日、祝日を除く)、8時30分～17時、生活サポート相談センター(総合福祉センター)(はまなす館内) ☎362015

相談ください



夏の交通事故防止 県民総ぐるみ運動

夏の時期は、暑さや行楽などによる疲労、開放感による無謀運転などが増加することに伴い、交通事故が多発する傾向にあります。

市民一人一人が交通安全意識を高め、交通ルールの遵守・交通マナーを実践し、交通事故防止に努めましょう。

●期間 7月16日(金)～7月25日(日)

●運動のスローガン
ゆずりあい「お先にどうぞ」
で 事故ゼロへ

●運動の重点

▽子どもと高齢者の交通事故防止

▽道路横断中の交通事故防止

▽飲酒運転、無免許運転および速度超過など悪質・危険な運転の根絶

▽自転車等の交通事故防止

▽全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

●問い合わせ先 生活環境課(☎372144)

被災した家屋などの解体・撤去受け付けを延長します

市は、令和3年福島県沖地震の影響により損壊(半壊以上)した市内の家屋などの解体・撤去の申請受け付けを、7月30日(金)まで延長します。

解体・撤去を希望する方は、受付期限までに申請ください。

●受付期限 7月30日(金)

※土・日曜日、祝日を除く。

●問い合わせ先 都市整備課(☎37-2159)

休日の当番医

7月4日(日)	羽根田医院	沖ノ内二丁目	35-2970
7月11日(日)	相馬中央病院	沖ノ内三丁目	36-6611
7月18日(日)	ふなばし内科クリニック	中村字塚田	35-1500
7月22日(木)	早川医院	中村字泉町	37-3500
7月23日(金)	すぎやまこどもクリニック	大曲字大毛内	26-5111
7月25日(日)	八巻クリニック	中村一丁目	37-7117

※診療時間は 9:00 ~ 16:00

※救急医療病院は公立相馬総合病院 (☎ 36-5101)
相馬中央病院 (☎ 36-6611)

7月の行事予定

(6月15日現在)

月日	行事名	場所
7月8日(木)	福島県民共済相馬地区移動相談会 (電話予約制)	市民会館
7月10日(土)	そうま音楽夢工房第68回演奏会 口笛コンサート in 相馬	市民会館
7月24日(土)	野馬追の郷歌うま大会	市民会館

休日の当番歯科医

7月4日(日)	ヒロシ歯科クリニック	中村字塚田	35-0567
7月11日(日)	相馬中央病院(歯科)	沖ノ内三丁目	36-6611
7月18日(日)	あべ歯科医院	馬場野字山越	36-5511
7月22日(木)	渡辺病院(歯科)	新地町駒ヶ嶺	63-2141
7月23日(金)	木幡歯科医院	南相馬市鹿島区	46-2244
7月25日(日)	馬陵歯科診療所	中村字塚田	36-1888

※診療時間は 9:00 ~ 16:00

献血に協力を

月日	時間	場所
7月1日(木)	10:00 ~ 16:30	市民会館駐車場 (街頭献血キャンペーン)
	10:00 ~ 12:00	オリエンタルモーター株式会社
8月4日(水)	13:30 ~ 15:00	フジモールド工業株式会社
	16:00 ~ 17:00	相馬地方広域水道企業団

※採血は医師の診断の上、行います。

ひとり親世帯以外 の子育て世帯分 子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の生活を支援するため、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)を支給します。

●支給対象者(①、②の両方に当てはまる方)

①令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(障がい児の場合20歳未満)を養育する父母など

※令和3年4月1日から令和4年2月28日に生まれた児童を養育する父母も対象になります。

②令和3年度住民税(均等割)が非課税の方、または令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

※ひとり親世帯分の子育て世帯生活支援特別給付金を受け取った方は対象外です。

●支給額 児童1人当たり5万円

●給付金の手続き

①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受

ホームページは
こちらから



給者で令和3年度住民税(均等割)が非課税の方は申請不要です。

※対象者には通知します。

②右記以外の方(高校生のみ養育している方、収入が急変した方、公務員など)は申請が必要となります。申請書と添付書類を提出ください。

※必要書類は、ホームページを確認ください。

※申請書は市役所1階社会福祉課で配布するほか、市ホームページからダウンロードできます。

●申請期限 令和4年2月28日(月)

●給付方法

①の方は児童手当・特別児童扶養手当振込時の指定口座に振り込みます。

②の方は申請時に指定した口座に振り込みます。

●問い合わせ先 社会福祉課 (☎ 372204)

災害へ備えましょう

災害はいつ、どこで起こるか分かりません。災害が起きても慌てずに行動ができるよう、事前の備えが大切です。

●事前に備えること

▽防災メールの登録▽ハザードマップの確認▽避難場所の場所や避難ルート、避難方法の確認▽非常持ち出し品(非常食や薬、貴重品など)の準備、確認

●問い合わせ先 地域防災対策室 (☎ 372121)

防災啓発動画(水害) これまでの大丈夫が、いま危ない

県は、いつ起こるか分からない水害に備えるため、防災の啓発動画を作成しました。令和元年東日本台風の水害体験を基に作成された動画をぜひご覧ください。

●問い合わせ先 県庁危機管理課 (☎ 024-521-8651)

ホームページは
こちらから



原釜尾浜海水浴場海開き・避難経路のお知らせ

●期間 7月17日(土)～8月22日(日) 9時～16時

●駐車場 272台(無料)

※密集を避けるため、入場規制を行う場合があります。

●利用上の注意

▽遊泳区域外では泳がないでください。

▽水上バイクは禁止です。

▽バーベキューや花火など火気の使用、ほかの利用者に危険、迷惑となる行為は厳禁です。

▽監視員の指示に従ってください。

▽ごみは持ち帰ってください。

▽飲酒後は泳がないでください。

【新型コロナウイルス感染症防止対策】

▽海水浴場に行く前に体温測定、健康チェックを行い、体調がすぐれないときは自粛ください。

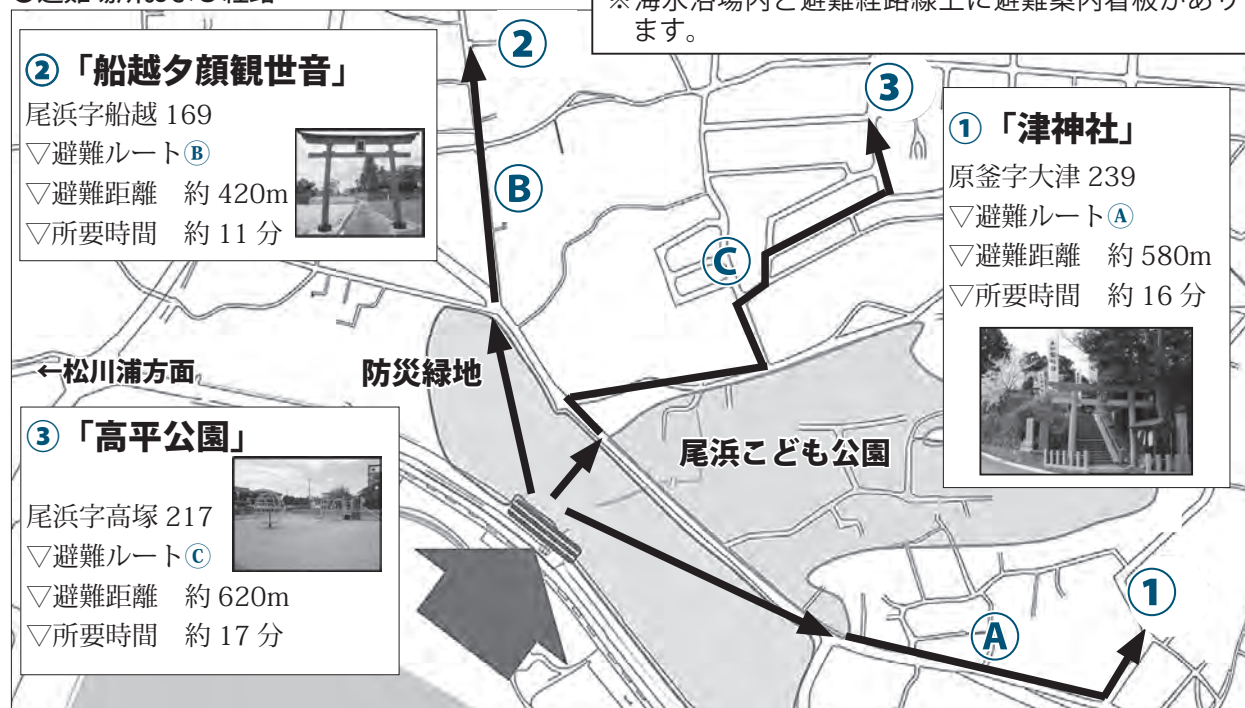
▽人との間隔は、できるだけ2メートル(最低1メートル)確保してください。

▽咳エチケット・手洗いを徹底してください。

▽グループの人とは対面ではなく横並びで座ってください。

●問い合わせ先 市観光協会 (☎353300)

●避難場所および経路



夏のイベントの規模縮小・中止情報

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次のイベントを規模縮小して開催または中止します。

【規模縮小開催するもの】

●相馬野馬追 市内野馬追行事は、人数制限などを行い、開催予定。

▽出陣安全祈願祭 7月23日(金)

▽お繰り出しお行列 7月24日(土)

※ギャラリーサービスは、観客の密集を避けるため中止します。

●問い合わせ先 商工観光課 (☎264848)

【中止が確定したもの】

●瓜市

▽問い合わせ先 瓜市実行委員会事務局 (☎352047)

●相馬盆唄大会・相馬盆踊り大会

▽問い合わせ先 市観光協会 (☎353300)

ごみは市の指定袋に入れて捨ててください

指定の袋以外で、または「ペットボトル」と「缶、びん」が混在して捨てられる場合があります。

市の指定袋は、ごみが正しい分別になっているか収集時に確認できるよう、中身が見えるようになっており、混在して捨てられたごみは収集しません。

指定袋を使い、分別ルールを守ってごみを捨てましょう。

●問い合わせ先 生活環境課 (☎37-2143)



国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入の皆さんへ

●問い合わせ先

保険年金課 (☎372140)

更新時期です

限度額適用認定証 標準負担額減額認定証

現在お使いの認定証の有効期限は、7月31日です。8月1日以降も引き続き認定が必要な方は、更新の手続きが必要です。

※国民健康保険か後期高齢者医療保険により手続きが異なります。

●受付開始日

7月15日(木)

【国民健康保険の方】

次の書類を持参の上、市役所1階保険年金課で手続きください。

▽保険証▽はんこ▽顔写真入りの身分証明書や介護保険証など

※過去1年以内に、90日を超えて入院している方は、それを確認できる書類(領収書・入院証明書など)。

【後期高齢者医療保険の方】

7月31日まで有効の限度額証を交付されている方は、今年度から自動的に更新されますので、更新手続きは不要です。

す。

※8月1日から使える限度額証は7月下旬に郵送します。

◎7月31日まで有効の限度額証の交付を受けていない方は、8月1日から使える限度額証の交付を受ける場合、手続きが必要となります。写真付きの本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカードなど)を持参の上、市役所1階保険年金課で手続きください。

一部負担金等免除証明書
をお持ちの方へ

免除期間が延長 となります

有効期間が7月31日までの国民健康保険一部負担金等免除証明書、または東日本大震災後期高齢者医療一部負担金等免除証明書ををお持ちの方で、次の事項に該当する方は免除期間が延長されます。

●対象

▽帰還困難区域等の被災者

更新になります

国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証

8月1日以降に使用できる新しい被保険者証を7月下旬に郵送します。

手元に届いたら必ず住所・氏名を確認の上、使用ください。

使用期限が切れた被保険者証は、8月以降に裁断し廃棄(燃やすごみ)してください。

(国民健康保険の方)

「被保険者証と高齢受給者証が一つになります」

8月1日より、これまで別々に交付していた「被保険者証」と「高齢受給者証」を一体化し70歳～74歳の被保険者には「被保険者証兼高齢受給者証」を交付します。

●変更点

▽高齢受給者証の単体交付を廃止

▽名称を「被保険者証」から「被保険者証兼高齢受給者証」に変更

▽一部負担金割合の記載を追加

●忘れずに国民健康保険脱退・加入を届け出ください

勤務先の健康保険に加入しているにもかかわらず、国民健康保険被保険者証が届いている方は国保脱退の届け出が必要です。

勤務先の健康保険証と国民健康保険被保険者証の両方を持参の上、市役所1階保険年金課窓口で手続きください。

勤務先の健康保険を脱退し国保に加入する場合は、勤務先から発行される健康保険資格喪失証明書を持参ください。

【10月からマイナンバーカードが被保険者証として利用できるようになります(予定)】

マイナンバーカードを被保険者証として利用するためには、登録が必要です。

登録の申し込みはマイナンバーポータルからできます。

スマートフォンやパソコンを使うのが不慣れな方は、気軽に問い合わせください。

令和3年度国民年金保険料の免除申請を受け付けます

収入が少ないなどの理由で

国民年金保険料の納付が困難な方を対象に、保険料の免除申請を受け付けます。保険料を未納のままにしていると、

将来受け取れる年金が減るだけではなく、障害年金や遺族年金が受け取れない場合がありますので、免除制度を活用ください。

●受付開始日 7月1日(木)

●対象期間 7月分から令和4年6月分まで(1年間)

※免除申請は、2年1カ月前までさかのぼることができません。前年度などの申請を忘れた方は、本年度分と併せて申請ください。

●免除の種類 保険料の全額が免除される「全額免除」のほか、一部が免除される「4分の1免除」、「半額免除」、「4分の3免除」などがあり、本人、配偶者および世帯主の所得によって決定します。

●留意事項

▽所得などが未申告の場合は、市役所1階税務課などで申告が必要です。

▽前年度に一部免除となった方や失業による特例免除などを受けた方は、本年度も申請

が必要です。

▽審査結果は、受け付けから2〜3カ月後に日本年金機構より送付されます。

【失業による特例免除】

●対象者 事業を休廃止または会社などを退職した方

●必要書類 雇用保険の離職票の写しまたは雇用保険受給資格者証の写しなど

【令和3年福島県沖地震の被害による特例免除】

●対象者 本人および配偶者世帯員の財産に2分の1以上の損害を受けた方

●必要書類など 半壊以上の罹災証明書の写しまたは被災状況届(罹災証明書で損害額が分かる場合は不要)

※保険金が支払われた場合は、金額を確認できる証明書の写しも持参ください。

※令和元年東日本台風の影響による特例免除は、7月分以降は対象になりませんのでご注意ください。

【コロナウイルス感染症の影響による特例免除】

●対象者 次の条件を満たす方

▽新型コロナウイルス感染症が原因で、令和2年2月以降

の収入が減少した方

▽所得額が保険料免除に該当する金額まで低下する見込みがある方

●必要書類など 所得の申立書(臨時特例用)

※詳細は日本年金機構ホームページを確認ください。

【原発事故による特例免除】

●対象者 避難指示・屋内退避指示を受けた市町村に住所があった方

※申請書に震災当時の住所を記載するだけで、免除を受けられます。

【出産による免除】

●対象者 出産日が平成31年2月1日以降の方

※出産とは妊娠85日以上の出産をいいます。(死産、流産、早産などを含みます。)

※出産による免除が承認された期間は、保険料を納付した場合と同じで、将来受け取れる年金は減りません。

●必要書類など

▽出産前に届け出する方⇨母子健康手帳など

▽出産後に届け出する方⇨添付書類は不要

※出産した方と子が別世帯の場合は、出生証明書など出

産日および親子関係を明らかにする書類が必要です。

●免除期間 出産予定日または出産日の前月から4カ月間

※平成31年2〜4月に出産した方は、平成31年4月以降の保険料が対象です。

●申請時期 出産予定日の6カ月前から

【納付猶予】

●対象者 50歳未満の方

※本人および配偶者の所得審査で、保険料の納付が猶予されます。

【学生納付特例】

●対象者 学生の方

※本人の所得審査のみで、在学中の保険料の納付が猶予されます。

※学生の方が免除申請する場合、学生納付特例が承認されます。

●必要書類など 学生証の写し(裏面に有効期限の記載がある場合は裏面も必要です)または在学証明書(原本)など

【免除期間の保険料はあとから納付できます】

免除や納付猶予の期間は、保険料を全額納付したときと比べ、将来受け取れる年金が減ります。10年以内であれば、当時免除した保険料をさかの

ぼって納付すること(追納)で、年金は減りません。

※過去の保険料を追納する場合は、加算額がつく場合がありますので、早めに申し込みください。

●申請方法

申請先に郵送または窓口へ持参ください。

※郵送申請の場合は、日本年金機構ホームページより各種申請様式を取得ください。

●申請・問い合わせ先

ホームページはこちら



▽保険年金課(☎372141)

〒976-8601 中村字

北町63-3

▽日本年金機構相馬年金事務所(☎365172)

※音声案内に続いて、5を押してください。

〒976-8510 中村字

桜ヶ丘69



7月16日（金）から受け付け開始 国保の人間ドック受診で健康の通信簿をつけましょう！

定期的に人間ドックを受診し、自分の身体をよく知ることが皆さんの将来の健康を支えます。身体からの危険信号を早めにキャッチして、重症化の予防につなげましょう。

●対象者 市国民健康保険の被保険者で、昭和21年10月1日から昭和61年9月1日まで生まれた方

※後期高齢者医療被保険者を除く。

※人間ドックを受ける方は、特定健康診査を受けられません。

●実施時期 9月1日（水）から令和4年2月28日（月）までの指定の日

※公立相馬総合病院は10月以降に実施。

●実施医療機関と定員 次のうち希望する医療機関

▽相馬中央病院（月曜日～金曜日）≡300人

▽公立相馬総合病院（月曜日・水曜日・金曜日）≡120人

●ドック検査項目

※日帰りのみ。

▽身体計測≡身長・体重・腹囲の測定による肥満度検査

▽呼吸器系検査≡胸部（肺と心臓）疾患の有無を検査

▽循環器系検査≡高血圧症、動脈硬化と心臓疾患の有無を検査

▽消化器系検査≡食道、胃、十二指腸検査と便潜血反応検査

▽肝機能系検査≡血液検査による肝機能検査

▽糖尿病系検査≡糖尿病の有無を検査

▽腎尿路系検査≡腎尿路疾患の有無を検査

▽貧血系検査≡貧血の有無を検査

▽超音波検査≡胆のうと肝臓・腎臓の超音波検査

※食道、胃、十二指腸検査は、透視検査または内視鏡検査のどちらかを選択することができます。

●事後指導 検査結果に基づき、保健指導を必要とする場合は医師の指示や保健師による事後指導を行います。

●受付開始日 7月16日（金）8時30分

●受付場所 市役所1階保険年金課

※7月16日のみ市役所1階御仕法通りで受け付け。

※電話での申し込みは不可。

※国民健康保険証を必ず持参ください。

※駐車場は、庁舎南側を使用ください。

※会場整理のため、先着順に整理券を配布します。

●料金（消費税含む）

自己負担額≡8,400円

●受付期限 9月30日（木）

▽来庁する際はマスクを着用し、入り口で手指消毒をお願いいたします。

▽発熱や咳などの風邪症状のある方、味覚や嗅覚の異常がある方、体調のすぐれない方は自宅で療養ください。

【国保人間ドック オプション検査】

国保人間ドック受診者のうち、希望する方は実費で次の検査を受けることができます。

●前立腺がん検査

▽対象者 50歳以上の男性

▽料金 3,900円

●ピロリ菌検査（血液検査による抗体検査）

▽対象者 限定なし

▽料金 2,350円

●申し込み方法 人間ドックと併せて申し込みください。

※オプション検査のみの申し込みはできません。

【ホールボディカウンター検査】

国保人間ドックの検査に併せて、ホールボディカウンター検査を受けることができます。希望する方は国保人間ドック受付時に申し込みください。

※ホールボディカウンターは、体内の内部被ばく線量を測定する機器で、機器の内部に立ったまま測定します。所要時間は着替えを含めて10分程度です。

●費用 無料

●検査結果 保健センターから通知します。

●申込・問い合わせ先 保険年金課（☎372140）



検査の様子

市は、東日本大震災以降増加したイノシシなどによる農作物被害を減らすために、電気柵の設置補助や鳥獣被害対策実施隊と連携した有害鳥獣捕獲を推進しています。

その一環として農作物被害を予防する手法や狩猟免許の取得方法を学ぶ勉強会を開催します。ので、農作物被害にお悩みの方、狩猟に興味のある方はぜひ参加ください。

●日時 7月14日（水）18時～19時

●場所 市民会館和室

●参加費 無料

●申し込み方法 当日の13時までに農林水産課に電話で申し込みください。

●申込・問い合わせ先 農林水産課（☎372151）

参加者募集

農作物被害の予防と希望者の狩猟免許取得に向け勉強会

作品募集 第54回相馬市発明展

市は9月2日(木)～8日

(水)の平日、市役所2階ギャラリースペースで「第54回相馬市発明展」を開催します。

市民の皆さんの創造的でアイデアに富んだ作品をぜひ出品ください。

※上位入賞作品は、第67回福島県発明展(郡山市で開催予定)に出品されます。

●応募区分

▽一般の部⇨市内在住または市内の会社や事業所などに勤務している方

▽児童・生徒の部⇨市内の小・中学校、高校に在籍している

児童・生徒

●募集作品 原則として、大きさが縦、横、高さともに1メートル以内、重量が20キログラム以内で発明および考案された実物または模型。

※出品数は1人2点まで。

●出品料 無料

●募集期間 7月29日(木)～8月26日(木)

●申込・問い合わせ先 商工観光課(☎372154)

ホームページはこちら



防犯灯の設置は 行政区長などへ相談ください

防犯灯は、夜間における犯罪の発生防止、児童・生徒や市民の安全を守る観点から、防犯効果が期待できるものです。

防犯灯は、行政区長などからの要請を踏まえて、電力柱などへ市が設置します。

お住まいの地域で防犯灯が必要な場合は、行政区長などに相談ください。

※電力柱などがない場合の柱の設置費用や設置後の電気料金、防犯灯の更新費用などの維持管理費は、地域住民(行政区)などの負担となります。

●問い合わせ先

地域防災対策室(☎37-2121)

更新申請を受け付け中

介護保険負担 限度額認定証

現在、介護保険施設などを利用していて、市から食費・居住費(滞在費)に関する負担限度額の認定を受けている方は、認定証の有効期限が7月31日です。

8月以降も負担限度額認定証が必要な方は、7月30日(金)までに申請ください。

※有効期限が過ぎた負担限度額認定証は、市役所1階健康福祉課に返却ください。

●対象者 介護保険施設などを利用して、市から食費や居住費(滞在費)に関する負担限度額認定を受けている方

※現在認定証を持っている方には、7月1日(木)に更新のお知らせを送付します。

●必要書類など

▽負担限度額認定申請書

▽預貯金や有価証券にかかる

通帳などの写し
※口座情報、申請日時点での最終残高を含む申請日から2カ月前までの明細が分かるもの。

※複数の口座をお持ちの場合、全ての通帳の写しが必要です。また、所得要件の確認のため、配偶者がいる方は、配偶者の通帳などの写しも必要です。

◎認定要件の変更 令和3年度介護保険法改正により、8月1日から認定要件などが下記のとおり変更となります。

※申請書を提出した場合でも認定基準に該当しない場合は、負担限度額認定証の交付はできません。認定証の不交付となった場合、別途通知を送付します。

※別世帯に配偶者がいる場合は、配偶者の方も市民税非課税である必要があります。

●申請・問い合わせ先 健康福祉課(☎373065)



負担段階	所得要件		預貯金額(夫婦の場合)
第1段階	生活保護受給者など		1000万円以下(2000万円以下)
第2段階	世帯全員が市民税非課税(※)	合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額の合計額が80万円以下	650万円以下(1650万円以下)
第3段階①		合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額の合計額が80万円超120万円以下	550万円以下(1550万円以下)
第3段階②		合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額の合計額が120万円超	500万円以下(1500万円以下)

※別世帯に配偶者がいる場合は、配偶者の方も市民税非課税であることが必要です。

家族介護慰労金を支給します

在宅で、介護をしている家族に、慰労金を支給します。

●対象者

▽市内に住所を有している方
▽左記に記載する介護が必要
な方と同居し、日常的に介護
をしている方

【介護を受けている方の要件】

▽市内に住所を有している方
※施設などの入所者は除く。
▽要介護4以上の認定を受け
た方
▽12カ月間継続して介護保険
サービスを受けなかった方

※年間に1週間程度のシヨ
トステイの利用を除く。

▽市民税非課税世帯の方

※生活保護世帯は除く。

●支給額 介護を受けている
方一人につき10万円

●持参物

▽介護を受けている方の介護
保険証

▽世帯全員の非課税証明書

▽はんこ

▽対象者の通帳

●申請・問い合わせ先

健康福祉課 (☎ 372174)

消防職員を募集します

●採用予定人員 3人程度

●受験資格

▽平成6年4月2日から平成
16年4月1日までに生まれた
方(学歴は問いません)

▽採用後、相馬地方管内市町
村に居住できる方

●受付期限 8月13日(金)

※郵送の場合、必着。

●受付場所 相馬地方広域市
町村圏組合事務局総務課(市
役所3階)

●第1次試験

▽試験日 9月19日(日)

▽試験会場 相馬地方広域消
防本部(南相馬市原町区高見
町一丁目272)

▽試験方法 教養試験(高校
卒業程度)、体力試験、適性
検査

●第2次試験

第1次試験合
格者に別途通知します。

●申込用紙

申込用紙は、組
合事務局、相馬地方広域消防
本部、相馬地方の各消防署・
分署および相馬看護専門学校
で配布します。

※同組合のホームページから
もダウンロードできます。

●申込・問い合わせ先 相馬
地方広域市町村圏組合事務局
総務課 (☎ 350211)

〒976-8601
中村字北町63-3

●申込・問い合わせ先 仙台出入
在留管理局総務課 (☎ 022
256-6076)

試験の詳細はホームペー
ジ (http://www.jinji-shiken.
go.jp/juken.html) を確認く
ださい。

●受付期間 7月20日(火)
9時~7月29日(木)

※インターネット申し込みが
できない場合は、問い合わ
せください。

●問い合わせ先 仙台出入
在留管理局総務課 (☎ 022
256-6076)

●問い合わせ先 仙台東出入
在留管理局総務課 (☎ 022
256-6076)

●問い合わせ先 仙台東出入
在留管理局総務課 (☎ 022
256-6076)

●問い合わせ先 仙台東出入
在留管理局総務課 (☎ 022
256-6076)

●問い合わせ先 仙台東出入
在留管理局総務課 (☎ 022
256-6076)

●問い合わせ先 仙台東出入
在留管理局総務課 (☎ 022
256-6076)

●問い合わせ先 仙台東出入
在留管理局総務課 (☎ 022
256-6076)

●問い合わせ先 仙台東出入
在留管理局総務課 (☎ 022
256-6076)



ホームページ
はこちらから



入国警備官 採用試験

試験の詳細はホームペー
ジ (http://www.jinji-shiken.
go.jp/juken.html) を確認く
ださい。

●受付期間 7月20日(火)
9時~7月29日(木)

※インターネット申し込みが
できない場合は、問い合わ
せください。

●問い合わせ先 仙台東出入
在留管理局総務課 (☎ 022
256-6076)

●問い合わせ先 仙台東出入
在留管理局総務課 (☎ 022
256-6076)

●問い合わせ先 仙台東出入
在留管理局総務課 (☎ 022
256-6076)

●問い合わせ先 仙台東出入
在留管理局総務課 (☎ 022
256-6076)

●問い合わせ先 仙台東出入
在留管理局総務課 (☎ 022
256-6076)

●問い合わせ先 仙台東出入
在留管理局総務課 (☎ 022
256-6076)

感染予防対策継続のお願い

市は、現在、新型コロナワクチン集団接種を実施しています。

十分な免疫ができるのは、2回目接種から7日以上経過後とされていることから、ワクチン接種後においても、引き続き感染予防対策に留意ください。

具体的には、「3つの密」の回避、マスクの着用、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒の励行などをお願いします。

●問い合わせ先 保健センター (☎ 35-4477)

わくわくランド イベント情報

アマビエだるまを 作ろう

●日時 7月25日(日)

①10時30分～12時

②13時30分～15時

●場所 わくわくランド多目的ホール

●内容 アマビエだるまに絵付けを行います

●定員 各回20人

※先着順。

●対象 3歳以上の方
※小学生以下のお子さんは、保護者同伴で参加ください。

●参加料 無料

●申し込み方法 当日受け付け

※定員になり次第終了。
※1回につき3人まで申し込みできます。

レザークラフト教室

●日時 7月31日(土)

①10時～12時

②13時30分～15時30分

●場所 わくわくランド多目的ホール

●内容 レザーを使った小物入れ作り

●定員 各回10人
●対象 18歳以上の方
●講師 佐藤あや子氏(財団法人日本手工芸指導協会初等科保有)

●参加料 500円

●申し込み方法 電話またはインフォメーション(わくわくランド窓口)に直接申し込みください。

●申込期限 7月18日(日)

※応募者多数の場合は抽選とし、7月21日(水)ころまでに案内状を郵送します。

●問い合わせ先 相馬共同火力発電株式会社新地発電所内わくわくランド(☎624722、ファクス6259889時～17時)

▽休館日 毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は翌平日)および年末年始

ホームページは
こちらから



漏水調査に 協力ください

相馬地方広域水道企業団は、市内の漏水調査を実施します。

調査は、水道企業団が委託した調査員が、水道メーターや止水栓などの位置で漏水音が聞こえるかどうかを確認します。

調査のため敷地内に調査員が立ち入る場合がありますので、協力をお願いします。

●調査業者 株式会社コスモリサーチ東北支店

※調査員は水道企業団発行の身分証明書を携帯しています。

●調査期間 7月8日(木)

令和4年3月4日(金)

●対象区域 市内一円

※玉野地区を除く。

●問い合わせ先 相馬地方広域水道企業団施設課(☎356736)

解説



相続登記

相続登記を行わないことで生じるさまざまな諸問題や相続登記に関する疑問などを、全6回に分けて掲載します。

第6回(最終回) 隣の土地との境界が分からない

Q 親から土地を相続したが、隣の土地との境界が分からない。

A 境界が分からない場合は、最寄りの法務局、または市町村に備え付けてある公図(地図)を取得し、土地の形状や境界線を確認ください。

不明な点は問い合わせください。

●問い合わせ先

▽福島県土地家屋調査士会(☎024-534-7829)

▽福島地方法務局(☎024-534-2045)



それでも分からない場合は、最寄りの土地家屋調査士に相談の上、「土地の境界の立ち合い」または、「境界の復元測量」を依頼してください。
万一、隣接者と境界不明でトラブルになった場合(なっている場合)は、